

企業のメンタルヘルス対策を 法律面から支援

～「メンタルヘルス法務主任者」資格制度を創設～

一般社団法人 産業保健法務研究研修センター

職場のメンタルヘルス問題に適切に対応するには、関連する法律の理解が欠かせない。(一社)産業保健法務研究研修センターはこのほど、「メンタルヘルス法務主任者」資格制度を創設した。資格講座では、法的な知識に加えて精神医療、組織経営、産業保健などについて専門家から学び、事例検討をとおして現場での対応力を磨くことができる。資格を取得することで、専門家とのネットワークが得られるのも大きなメリットだ。



法的に適正な「切り分け」が必要

メンタルヘルス不調の従業員が年々増加するなか、職場において「うつ病等の発症・悪化が業務によるものかどうか」の対応の誤りなどから労使の信頼関係が築けず、訴訟に至るケースは少なくない。職場のメンタルヘルス問題において労使双方の納得性の高い解決策をどう導き出せばよいのか。(一社)産業保健法務研究研修センター(以下、産法研)の理事を務める三柴丈典氏(近畿大学法学部教授)は「法的に適正な切り分け」が必要」と指摘する。



る問題が生じた場合に、それが本人の性格によるものなのか、疾病の影響なのかを見極めるには専門医のスクリーニングが不可欠であり、そのためには担当者が信頼に足る専門医とのネットワークを築いておくことが求められる。

産保法研は、弁護士や産業医、精神科医、産業カウンセラー、企業経営者などさまざま分野の第一人者が集い、13年1月に創立された。その目的は、法律を切り口に企業におけるメンタルヘルス対策等をサポートし、個人と組織の成長を支援することにある。そのひとつとして、法的に適正な「切り分け」を行い、職場のメンタルヘルス問題を解決できる人材を育成するため、「メンタルヘルス法務主任者」資格制度を創設した。

資格取得には、産保法研のメンバーによる講義や演習等を含む全48時間の講座を受講し、認定試験に合格する必要がある。4月から開始した講座の受講者は5月末時点ですべて70人程度であり、産業保健スタッフや人事・労務担当者、社会保険労務士などそのパックグラウンドはさまざまだ。講座の内容について三柴氏

は、「各分野の基礎知識に関する講義に事例検討やディベートを交え、現場での応用力を身に付けられる実践的なもの」と説明する。組織の都合と個々の労働者の事情を踏まえて、両者のためになる解決策を導き出せる人材を育てていきたいという。

認定試験では、事例に対してどう問題解決をしていくかを問いかける実務対応能力を複数の専門家が評価する予定だ。資格取得後のフォローも手厚く行う。最も大きなメリットは、産保法研がもつさまざまな分野の専門家のつながりをもつてることだ。受講者は専門家の交流の場を設けるなどして、情報共有も支援する。具体的には、産保法研のメンバーも参加する事例検討会を開催し、自身や他の参加者が悩む事例について深く検討する機会を提供するほか、有

図2 産保法研が実施する主な事業

セミナー	
民間資格講座	「メンタルヘルス法務主任者」資格のための講座。法律、精神医療、産業保健、組織経営などさまざまな分野の専門家による講義、演習、事例検討やディベートを行う(全48時間)。カリキュラムの詳細や日程、受講料、申し込み方法等については、産保法研ウェブサイトを参照。(http://www.oshslc.or.jp/kouza/)
特別講座	パーソナリティ障害者への対応、企業経営者との意思疎通の方法についての講演などを予定。
組織向けの個別支援	
パイロット事業(2社程度)	として、専門家による企業のメンタルヘルス対応支援を行なう。また、福祉施設等との連携により、メンタルヘルス不調による退職者について、個人と組織の両者への支援を行う。
調査研究	
メンタルヘルスにかかわる適正な法務のあり方	などに関する調査研究。

産保法研では、資格事業のほかにも、企業など組織向けの個別支援事業や、メンタルヘルスに関する調査研究も進めている(図2)。

組織向けの支援事業では、まずはパイロット事業として、2社程度の支援に取り組む。メンタルヘルス不調者に対しても専門家による法的に適正な「切り分け」を行い、その後の対応を提案、さらに職場環境改善や社内規則等の策定など人事労務管理も支援する。

特徴的なのは、産業保健と福利の連携を行うことだ。

「まずは手続きを尽くし、適材適所でメンタルヘルス不調者を活かせる場があるかない模索しますが、そのうえで、どうして離職せざるを得なくなつた人に対して、福祉施設へとつなげたり、適職への再就労支援を行ないたいと考えています」(三柴氏)

メンタルヘルス対策に取り組む企業は増えているものの、職場を離れた人のその後の人生の支援、福祉への連絡、地域保健との連携などはほとんど行われていない。「産業保健に携わる人に

つて、福祉との連携は絶対に目を向けなければならない重要な課題です。ただ福祉については、自分自身の領域に活かすことでもできる。そのような人材が増えることは、産業保健の発展にもつながります」と三柴氏は強調する。現在、社会福祉法人等との連携事業を実施するべく、準備を進めているといふ。

そして最後に三柴氏は、法律面から産業保健を支援する理由についてこう語ってくれた。「産業」は人が生きていくうえで不可欠なものであり、産業保健は今後さらに伸ばしていかなければならぬ分野だと思っています。しかし、そのためにはこの分野に対する社会的認識を高めなければなりません。法律というのではなく、社会的な納得感がベースとなり、すでにかなり確立された分野です。そこで、我々は法律の説得力を借り、道具として活かすことで産業保健に貢献し、ひいては国民全体の幸福度の向上に貢献していくと考えています」